

土壌汚染調査とコンサルティング

2010年4月に土壌汚染対策法が改正され、改正前に比べ土壌汚染調査の契機が拡大されました。また、会計基準の見直しが進められており、将来的には企業の貸借対照表で土壌汚染の対策費用等を計上する可能性もでてきました。これらの状況変化により、土壌汚染が資産および企業評価に大きく影響する事が予想されます。

アサヒテクノロジーでは、環境省認定の土壌汚染対策法指定調査機関として土壌汚染調査を行うだけでなく、各分野の専門企業のネットワークにより、リスク評価、対策費用の算出から対策工事まで幅広く対応いたします。



こんな時にご相談下さい!!

土壌汚染調査実施のメリット

土壌汚染調査を実施し事前に土壌汚染リスクを把握していれば、汚染発覚による計画の遅れや損失等のリスクを低減することが可能です。特に土壌汚染地歴調査(Phase1)結果は、円滑な土地運用の基礎資料としても利用していただけます。

ケース1



ケース2



ケース3



土壤汚染調査の契機

第3条調査
事業所廃止による
有害物質使用の特定
施設^{※1}を廃止するとき

第4条調査
工事着手による^{※2}
3,000m²^{※3}以上の土
地の形質の変更^{※4}を

第5条調査
調査命令による
都道府県知事が健康
被害が生ずるおそれ
があると認めるとき

自主調査
土地売買、管理等による
土地の担保評価等、
土壤汚染の把握が必要
なとき

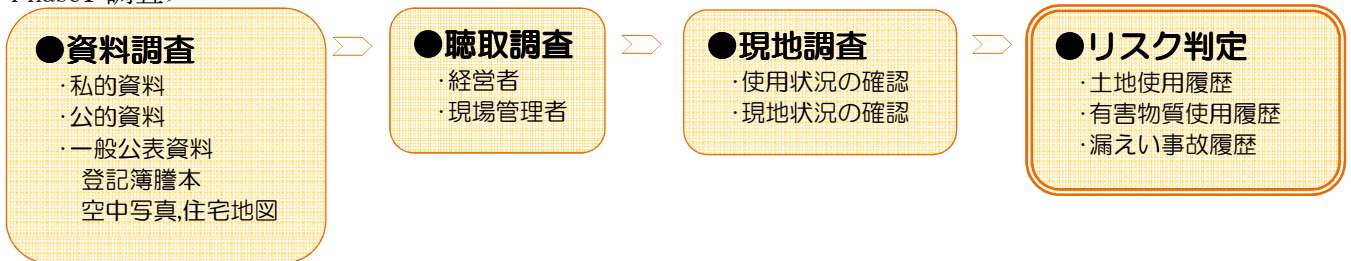
注) ※1…水質汚濁防止法第2条第2項に規定される施設
※2…土地の形質変更届出により、行政により土壤汚染調査が必要と判断した場合、調査義務が発生
※3…広島県条例では、1,000m²以上の土地の形質変更を行うとき届出が必要
※4…掘削、盛土等、土地の形状を変更する行為

土壤汚染調査の概要

Phase1 土壤汚染地歴調査

『土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン』、『環境サイトアセスメントフェイズⅠ・Ⅱ技術マニュアル』等に準拠し、これまでの土地利用の状況、有害物質の使用の有無、使用の状況、現状等の情報により、総合的に土壤汚染に関するリスクの判定を行います。

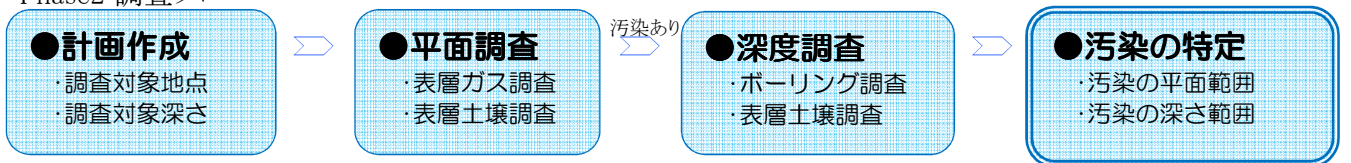
Phase1 調査フロー



Phase2 土壤汚染状況調査

Phase1調査で抽出されたリスクに対し現地サンプリング・分析し、汚染状況の調査を実施します。また、汚染が確認された場合は深度方向調査を行い、汚染範囲を特定します。

Phase2 調査フロー



Phase3 土壤汚染対策工事（工事の監修）

Phase2 土壤汚染状況調査で確認された汚染に対し、対策工の立案を行います。また、施工は弊社の技術提携企業にて対応し、弊社は工事監修としてお客様のサポートを行います。

ご相談・お問い合わせ

計量法 環境計量証明事業所（登録番号：広島県第K-3号）
土壤汚染対策法 指定調査機関（指定番号：環2003-2-174）

株式会社
アサヒテクノロジー

URL <http://www.asahigrp.net/atr>

本社 〒739-0622 広島県大竹市晴海2丁目10-22 TEL:0827-59-1800 FAX:0827-59-1805
広島営業所 TEL:(082)278-8822 周南営業所 TEL:(0834)32-9259 宇部営業所 TEL:(0836)45-0070